

《ご本人が住所変更の手続きをしていただく主なもの》

住所変更を要するもの	手続き内容	手続き先	手続き期限	摘 要
  自動車運転免許証	住所及び 本籍の 変更	交通安全教育センター ☎266-0111 警察署、交番、駐在所 (交番、駐在所での 本籍変更は不可)	10/30以降 なるべく早い 機会に	①運転免許証 ②住居表示変更証明 ③本籍の変更について〔本籍を変更する方のみ〕 ※「本籍の変更について(お知らせ)」 は10月30日以降に、市民課より本籍 が変更になる筆頭者のみに送付します。
 自動車検査証 (車検のある自動二輪 を含む)	住所及び 使用本拠 の変更	鹿児島運輸支局 登録手続案内 ☎050-5540-2089 軽自動車検査協会 鹿児島事務所 ☎050-3816-1761	次回車検時 又は 必要が生じた とき	①申請書(窓口記入) ②住居表示変更証明 ③自動車検査証 ※詳細は鹿児島運輸支局、又は軽自動車 検査協会にご確認ください。
 預貯金通帳	住所変更	各金融機関	10/30以降 なるべく早い 機会に	変更証明が必要でない場合もあります。 各金融機関に手続きに必要なものをご 確認ください。
 企業年金 (受給者の場合)	住所変更	企業年金 の各窓口へ	10/30以降 なるべく早い 機会に	変更証明が必要でない場合もあります。 各企業年金に手続きに必要なものをご 確認ください。厚生年金・国民年金・共 済年金は手続きの必要はありません。
 生命保険 火災保険 クレジットカード	住所変更	各保険会社 各クレジット会社	10/30以降 なるべく早い 機会に	変更証明が必要でない場合もあります。 各会社に手続きに必要なものをご確認 ください。
 電気、ガス 電話	住所変更	各契約先	—————	各契約先に手続きに必要なものをご確 認ください。
各種免許・許認可証	住所変更	発行元の行政機関	必要が生じた とき	発行元の行政機関等に手続きに必要な ものをご確認ください。
 商業登記簿 法人登記簿	会社の本 店、支店の 所在地 及び 役員の住所 変更	鹿児島地方法務局 法人登記部門 ☎219-2130	10/30以降 2週間以内	①変更登記申請書 ②住居表示変更証明 ③印鑑(代表取締役の法務局登録印) ④委任状(代理人による場合) (住居表示に伴う住所の変更は、上記②の住 居表示変更証明の添付で登録免許税免除)
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; color: red; font-size: small;"> 登記関係手続きを 司法書士等に依頼さ れた場合は別途報酬 が必要となります。 ご注意ください。 </div>  不動産登記簿	不動産の所 有者及び 抵当権者の 住所変更	鹿児島地方法務局 不動産登記部門 ☎219-2114	売買、譲渡、抵 当権設定など必 要が生じたとき	①登記申請書 ②住居表示変更証明 ③印鑑(認印でも可) ④委任状(代理人による場合) (住居表示に伴う住所の変更は、上記②の住 居表示変更証明の添付で登録免許税免除)

鹿児島市役所 土地利用調整課 住居表示係 (市役所東別館 8 階)

《直通》099-216-1384 《市役所代表》099-224-1111 内線 3445、3446

※「本籍の変更について(お知らせ)」につきましては、市民課戸籍係《直通》099-216-1220 までお尋ねください。

※住所の「方書」の修正及び削除等の手続きにつきましては、市民課窓口第一係《直通》099-216-1221 までお尋ねください。